

市区町村別集計項目(推進体制等)

広島県	
市区町村数	23

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						14	15	7			21					
34	100	広島市	市民局人権啓発部男女共同参画課	1	1	1	1	広島市男女共同参画推進条例	2001年9月28日	2001年9月28日	0	第3次広島市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
34	202	呉市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	くれ男女共同参画推進条例	2001年12月21日	2001年12月21日	0	くれ男女共同参画基本計画(第3次)改定版	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
34	203	竹原市	市民福祉部 地域づくり課	1	2	1	1				0	第2次たけはら21男女共同参画プラン	2012年4月 ~ 2022年3月	1	1	
34	204	三原市	生活環境部 人権推進課	1	2	1	1	三原市男女共同参画推進条例	2011年3月31日	2011年10月1日	0	三原市男女共同参画プラン(第3次)	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
34	205	尾道市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	尾道市男女共同参画推進条例	2015年12月16日	2016年4月1日	0	尾道市男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
34	207	福山市	青少年・女性活躍推進課	1	2	1	1	福山市男女共同参画推進条例	2002年3月26日	2002年4月1日	0	福山市男女共同参画基本計画(第4次)	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
34	208	府中市	女性こども課	1	2	1	1				0	府中市男女共同参画プラン(第2次)平成28年度改訂版	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
34	209	三次市	定住対策・暮らし支援課	1	2	1	1	三次市男女共同参画推進条例	2004年4月1日	2004年4月1日	0	三次市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1	
34	210	庄原市	生活福祉部 市民生活課	1	2	1	1				0	第2次庄原市男女共同参画プラン	2017年3月 ~ 2026年3月	1	1	
34	211	大竹市	自治振興課	1	2	0	0				0					1
34	212	東広島市	生活環境部人権男女共同参画課	1	2	1	1				3	第3次東広島市男女共同参画推進計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
34	213	廿日市市	人権・男女共同推進課	1	1	1	1				0	第2次廿日市市男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
34	214	安芸高田市	人権多文化共生推進課	1	2	1	1	安芸高田市男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月19日	0	安芸高田市第2次男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	0	
34	215	江田島市	人権推進課	1	2	1	0				2	江田島市第2次男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1	
34	302	府中町	自治振興課人権推進室	1	2	0	1				0	府中町第3次男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
34	304	海田町	社会福祉課	1	2	1	0				0	第2次海田町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2022年3月	1	1	
34	307	熊野町	生活環境課	1	2	0	0				0					1
34	309	坂町	民生課	1	2	0	0				3	坂町男女共同参画プラン	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
34	368	安芸太田町	住民課	1	2	0	0				0	第二次安芸太田町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2025年3月	1	0	
34	369	北広島町	町民課	1	2	0	0				0	北広島町男女共同参画プラン(第3次)	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
34	431	大崎上島町	住民課	1	2	0	1				0	大崎上島町第2次男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
34	462	世羅町	企画課	1	2	0	1				0	第3次世羅町男女共同参画行動計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
34	545	神石高原町	未来創造課	1	2	0	0				0	神石高原町第2次男女共同参画推進基本計画	2017年4月 ~ 2028年3月	1	1	

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
2 2021年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定に向け検討中
0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			3							1	2	2	1	0	2	1	0
34	100	広島市	広島市男女共同参画推進センター	ゆいぽーと	730-0051	広島市中区大手町五丁目6番9号	082-248-3320	082-248-4476	http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/		○		○			○	
34	202	呉市															
34	203	竹原市															
34	204	三原市															
34	205	尾道市															
34	207	福山市	福山市男女共同参画センター	イコールふくやま	720-0831	福山市草戸町五丁目12番3号	084-973-8895	084-927-9121	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/equal/	○		○			○		
34	208	府中市															
34	209	三次市															
34	210	庄原市															
34	211	大竹市															
34	212	東広島市	東広島市男女共同参画推進室	エスポワール	739-0043	東広島市西条西本町28-6サンスクエア東広島	082-424-3833	082-424-3833	https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/shisetsu/sonota/7534.html		○	○			○		
34	213	廿日市市															
34	214	安芸高田市															
34	215	江田島市															
34	302	府中町															
34	304	海田町															
34	307	熊野町															
34	309	坂町															
34	368	安芸太田町															
34	369	北広島町															
34	431	大崎上島町															
34	462	世羅町															
34	545	神石高原町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				5		14	0	0.0	23	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	3,782	274	7.2
34	100	広島市				1	0	0.0	2	0	0.0							自治会長 の人数は把握 していません。		
34	202	呉市	2003年1月28日	呉市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							438	41	9.4
34	203	竹原市	2000年11月12日	男女共同参画社会づくり宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							75	0	0.0
34	204	三原市				1	0	0.0	2	0	0.0							504	54	10.7
34	205	尾道市				1	0	0.0	2	0	0.0							457	34	7.4
34	207	福山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1026	54	5.3
34	208	府中市				1	0	0.0	1	0	0.0							70	1	1.4
34	209	三次市				1	0	0.0	2	0	0.0							19	0	0.0
34	210	庄原市				1	0	0.0	2	0	0.0							22	0	0.0
34	211	大竹市	2000年2月27日	男女共同参画社会づくり宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							68	3	4.4
34	212	東広島市				1	0	0.0	2	0	0.0							48	0	0.0
34	213	廿日市市				1	0	0.0	2	0	0.0							445	62	13.9
34	214	安芸高田市	2009年9月5日	安芸高田市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							32	0	0.0
34	215	江田島市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	2	6.5
34	302	府中町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	5	7.5
34	304	海田町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	6	13.3
34	307	熊野町	2008年12月20日	熊野町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	20	2	10.0
34	309	坂町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9
34	368	安芸太田町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	0	0.0
34	369	北広島町										1	0	0.0	1	0	0.0	158	3	1.9
34	431	大崎上島町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	2	5.6
34	462	世羅町										1	0	0.0	1	0	0.0	126	4	3.2
34	545	神石高原町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
34	##	竹原市	2	竹原市議会	1	2	2	1	竹原市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
34	##	三原市	1	三原市議会	1	2	2	1	三原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
34	##	高田市	1	高田市議会	1	2	2	1	高田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
34	##	福山市	1	福山市議会	1	2	2	1	福山市議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
34	##	府中市	1	府中市議会	1	2	3	2	府中市議会 第2条 議員は、任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上困難や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	2					4	4	2	4	2	4	
34	##	三次市	1	三次市議会	1	2	2	1	三次市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例					配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
			熊野町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、各任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上届解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	熊野町議会	1	2	3	2		2					2	2	2	2	2	2	2
				坂町議会	1	1	2	1		2					4	4	4	4	4	4	4
			安芸太田町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得ることにより、法令に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、経費文書等であつて職務遂行上又は事務処理上届解や混乱を招くおそれのない文書については、旧姓を使用することができる。	安芸太田町議会	1	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1	4
				北広島町議会	1	2	3	2		2					2	2	2	2	2	2	4
				大崎上島町議会	1	2	2	1		2					1	1	1	1	1	1	4
				世羅町議会	1	2	2	1		2					2	2	2	2	2	2	2
				神石高原町議会	1	2	2	1		2					1	1	1	1	1	1	1

調査時点	調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラズメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で、1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラズメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
	市 区 町 村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 備止 と 理にハ あ規開 ら定す 等るメ ンが定 ト	相に2 関ハ 談問 。恐すハ ら口を ら修開 るをす 行るメ るメ ト議 ン	向防3 け止 。研にハ ら修開 るをす 行るメ るメ ト議 ン	4 . そ 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		0	0	6	5	0	0	0		1	3		1		
		1	3	5	0	0	0	0		7	3		22		
		0	0	12	0	0	2	0		15	1		0		
		22	20	0	0	0	0	0		0	16				
34	広島市	4	4	3						3	2		1		
34	広島市	4	4	2						3	4		2		
34	広島市	4	4	3						3	4		2		
34	高田市	4	2	1	1		3			3	4		2		
34	福山市	4	4	2						2	4		2		
34	福山市	4	4	2						2	4		2		
34	福山市	2	2	2						3	2		2		
34	庄原市	4	4	1	1					2	4		2		
34	大竹市	4	4	3						3	4		2		
34	東広島市	4	4	3						3	1		2		
34	井原市	4	2	3						3	4		2		
34	安芸高田市	4	4	1	1					2	4		2		
34	江田島市	4	4	3						3	4		2		

都 道 区	市 区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用すること で保育施設等が議会に 設置または提供されて いるか。	問10 議員の利用すること で授乳室等が議会に設 置または提供されてい るか。	問11 議会におけるハラスメ ント防止に関する取組 を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場 合、行っている取組み は、次のうちどれか。	問13 問12で1.を選択した場 合該当部分の条文(本文) を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に關 するもの以外)を行って いますか。	問15 議会において、通称又は 旧姓の使用を認めていま すか。	問16 問15で1.を選択した場 合該当部分の条文(本文) を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参 画のために実施している ことがあればご記入くだ さい。			
府	市	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものを含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	1. 防犯 2. 相談 3. 研修 4. その他	1. 防犯 2. 相談 3. 研修 4. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不平等)
34	府中町	4	4	1	1	府中町議会議員政治倫理条例に規定する政治倫理基準の適用について 府中町議会議員政治倫理条例第3条に規定する議員が遵守しなければならない政治倫理基準には、次に規定する行為を含む。 2. 府中町議員のハラスメントの防止等に関する要綱第2条第5号に規定する問題を生じさせる行為 府中町議員のハラスメントの防止等に関する要綱第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (5) ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント(以下これを単に「ハラスメント」という。)のため、職場環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して議員が勤務条件につき不利益を及ぼすことという。	3	1	府中町議会議員が通称名を使用することについて(内部規定) 府中町議会議員が通称名を使用することについて 議員活動において、通称名を使用したい 1. 事務局長に「通称名使用届」を提出する。 記載内容 ① 氏名上の氏名 ② 使用する通称名 ③ 通称名に変更する事由 事務局長は、提出された「通称名使用届」のうち、 ① 氏名上の氏名 ② 使用する通称名 を全議員に通知する。 通称名を使用できない事項 ① 履歴に関する届け出書類 ② 身分証明書 ③ 詳細履歴 ④ 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 ⑤ 源泉徴収票 ⑥ 敬位及び敬称の申請 ⑦ 在職証明書等各種証明書 ⑧ 町議会議員共済会に関する各種届出書 ⑨ その他通称名の使用によって業務上の混乱が生じおそれがあるとき なお、通称名を中止するときは、「通称名使用届」は「通称名中止届」になります。	2			
34	## 湯田町	4	4	3			3	2					2
34	## 新堀町	4	4	3			3	4					2
34	## 坂町	4	4	3			3	4					2
34	## 安芸太田町	4	4	1	1	安芸太田町議会議員政治倫理条例 第3条 (3) 議員の地位を利用して、譲がせをし、誹謗し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシュアル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	2	3					2
34	## 北広島町	4	4	3			3	4					2
34	## 大崎上島町	4	4	1			1	1					2
34	## 増穂町	4	4	2			2	4					2
34	## 神代高岡町	4	4	3			2	4					2